

平成26年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第3 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第19 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

日程第20 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算(第3号)

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第3 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第4 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第8 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第19 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第31号から日程第19、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。私は、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、市債残高と臨時財政対策債との考え方について質問をいたします。

平成25年度末の一般会計の市債残高は、総額としては111億2,795万9,000円で、前年度に比べ3億3,603万6,000円減となっております。市債の内訳としては、1番の総務債から11番の臨時税収補てん債までと、これらの市債とは少し性質が異なりますが、12番の臨時財政対策債まで12に分類されておりますが、この中で残高が群を抜いて多いのが臨時財政対策債であり、市債全体の約51%を占めております。

国では、地方交付税が不足する中、平成13年度の地方財政対策の見直しで、不足額を国と地方で折半して、地方分については各自治体で地方債を発行して補填することになり、この地方債が臨時財政対策債でありまして、地方財政法第5条の特例となる、いわゆる赤字地方債と言われるものでありますが、平成13年度から15年度までの3カ年の臨時的措置として導入されましたが、地方交付税の原資不足によりまして現在まで延長されていると、こういうことでございます。

各自治体に臨時財政対策債を起債させ、返済は後年度において国が交付税措置をするということですが、借金には違いがないわけでありまして、国が返済する金額についても明確ではなく、オブラートで包んだように中身がはっきりしません。返済についても、3年間据え置き措置がとられているようで、借入金は毎年ふえますが、元金の返済は据置期間中はありませぬので、残高がふえ続ける結果になっているものと思います。ことしの場合も、借入額5億3,300万円に対して返済額は2億8,417万9,000円で、2億4,821万円、残高がふえております。

そこで、まず平成18年度から25年度まで年度ごとの発行金額は幾らか、またその総額は幾らか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年度ごとにお答えさせていただきます。

まず平成18年度につきましては5億770万円、平成19年度は発行いたしませんでした。平成20年度は4億3,100万円、平成21年度は6億6,900万円、平成22年度は9億1,600万円、平

成23年度は5億8,800万円、平成24年度は5億6,200万円、平成25年度は5億3,300万円という形で発行いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。

発行に際しては、国から発行の可能金額が示されると思いますが、その金額の100%を起債しなければならないのか、しなくてもいいのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 発行可能額ということでございますので、この起債を発行するかどうかは地方公共団体の意思でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただきましたように、財源に余裕があれば発行しなくてもいいよと、こういうことですね。

本市は、それでは、これまで発行可能額の何%を18年度から起債してきたのか、年度別にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 発行可能額につきましては1,000円単位まで示されますが、基本的に100万単位で発行いたしまして、100万未満の端数は切り捨てた形で基本的に発行いたしております。つまり、ほぼ100%発行しておりますが、ただし平成19年度はほかに財源確保ができたため、借入れをいたしませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、お答えいただいたように、平成19年度は財源があったから一銭も借金をしなかったということでありまして、あとの18年から25年につきましては、ほぼ100%発行可能額を起債しておるということで理解しております。

続きまして、臨時財政対策債の残高と、この残高が市債の全体に占める割合の推移を年度別にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債の市債全体に占める割合、これを年度別にお答えさせていただきます。

まず、平成18年度は34.4%、平成19年度は33.2%、平成20年度は36.6%、平成21年度は40.0%、平成22年度は43.7%、平成23年度は46.4%、平成24年度は47.3%、平成25年度は51.0%、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただきましたように、毎年少しずつ市債の残高に占める割

合がふえてきておるといふことで、現在、25年度においては51%ということ、半分超しちゃったよと、こういうことになっております。

臨時財政対策債の償還費、お金を返す費用は、翌年度以降、国から地方交付税に上乗せして補填されるわけですが、発行可能額全額を借りなかつたとしても、全額借りたものとみなして上乗せさせる仕組みであると理解しておりますが、それでよろしいですか。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債については、現実に借り入れた額ではなくて、発行可能額に基づきまして、後年度、その元利償還金を基準財政需要額に算入するというところでございますので、発行してもしなくても、後年度、その分は算入していただけるという仕組みでございます。

○議長（佐藤高君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そういう仕組みですと、わかりやすく言いますと、例えばことし5億円借り入れしたとします。そして、利息抜きで元金を30年で返済しますと1年で1,660万円、ことしは余裕があるからこれを、極端な話ですよ、1億円の借り入れをしましょうということになりますと、330万円ということになりますね。そうしますと、1,330万円が後年度の国からの返済で上乗せして返ってくるという答えになるとは思いますが、それでいいですね。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現実に借りても借りなくても、後年度、その元利償還金は基準財政需要額に算入されます。しかしながら、基準財政需要額に算入されるということではあります、交付税でいただけるか、後年度、臨時財政対策債発行可能額として措置されるかにつきましても、基準財政収入額の絡みとも関係がございますので、後年度、基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は、現実問題、後年度におきましても交付税もいただけない、臨時財政対策債発行可能額もなくなるという仕組みということでございます。

○議長（佐藤高君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 本市は財政力指数0.98ということ、ぎりぎりのところにおられるわけですね。年によっては本当に交付税がいただけなくなるというようなことでございますが、今までたくさんの積み立てといふか、借金をすれば、それが基準財政需要額に上乗せされるということであれば、収入額との差が開くということ、交付税措置が多分可能だろうといふふうで今推移していると思います。

それで、言われることはわかるんですが、一部を借りないような、全額を借りないような努力をしていただければ、将来の公債費の返済の軽減、並びに地方交付税の実質的には増額につながることで、少なからずメリットがあると思います。必要であり、また貴重な財源であることは理解しますが、私はこれは借金の先送りをすることだけではないかなと思

います。

本市の将来世代の負担比率は、現在約10%であります。健全であります。しかし、市債の残高がふえれば負担の比率も高くなります。後世にツケを回すことにならないように、100%起債を減らす方向で財政運営を行うべきだと私は思います。しかし、この件については、今、部長のほうから言われましたように、いろんな考え方がございますし、答えも1つとは限りませんので、これまでの臨時財政対策債の起債に対する市側の考え方を総括してお願いいたします。それから、今後についても総括してお答えをいただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債の取り扱いにつきましては、これまでの経過等も踏まえまして今後の動向を注視していかなければならないと考えておりますが、国が現行制度を平成28年度までと言っておりますので、本市といたしましてはそれを前提として考えざるを得ません。市といたしましても、市債の発行は可能な限り抑制すべきと考えておりますが、この臨時財政対策債は普通交付税の代替措置である市債であり、財源確保の一つと考えております。

一方、発行することにより市債の残高が今後の財政運営に影響を及ぼすという部分もございますので、現在の財政運営と将来の財政運営の両方を加味しながら、どれだけ発行するかというのを決めていくという形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に追加答弁させていただきます。

私たち行政が公共事業をやっていく上においては、どういう方法でやっていかなきゃならないかということは常に考えていかなきゃならない。その事業に対して補助金が国・県から支出されるのか、あるいはまた先ほど言いましたように、この臨時財政対策債もそうでございますけれども、起債を起こしてやっていくのか、あるいはまた財調という形での貯金を切り崩してやっていくのかというような方法、そしてまたそのミックス型というような形で事業を推進していくわけでございます。

平成の大合併というのが、今までかなりのスピードで行われました。国においては、この合併した場合においてはいろいろな事業、あるいは多数の自治体との合併でございますので、いろいろなお金も要るだろうという形の中で、いわゆる合併推進債という形のもの、あるいは他の交付税という形のもので発行されておるわけでございます。

私たちは平成18年の合併でございますので、いわゆるその起債につきましては90%というような形で、交付税措置としては40%となりますけれども、それ以前は95%起債発行、あるいは70%の交付税措置というような、いわゆる有利な市債発行において事業を進めてみえるわけですね。近隣の一宮市さんなんかは、駅前の整備であるとか、あるいは市役所の整備で



あるとか、いわゆる合併推進債が利用できるもの、そういうようなことに対してそういった事業を前へ前へと進めていかれる。そして、大きなまちにおいては資産もできてくるわけでございますね。そうした形の中で、我々はそういうことも考えていかなきゃいかん。

私どもといたしましては、保育所等においてはその合併推進債を利用させていただいているというような状況で、我々が考えていく年度年度での事業に対して、この臨時財政対策債も踏まえて起債を起こしていくということはある意味では必要だろうと。

しかし、一番重要なのは、前からも言うておりますけれども、財政の健全化をどう保っていくんだということであろうというふうに思っております。その尺度といたしましては、公債費の比率であろうと。借金をしっかりと返していける体制でないと借り入れることはできない、それは当たり前のことです。公債費比率をしっかりと注視していく、あるいは経常収支という形の中での義務的な経費がしっかりと支出ができていく、こういうような状況の中で、そのウェイトがどれくらいになるかという経常収支の比率を、左手にそろばんを持ってやっていかなきゃならないというふうに思っております。有利な臨時財政対策債に対しては、これからも事業との兼ね合いの中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から、有利な方向で臨時財政対策債の発行を考えていきたいというところでございますので、それは一つの市側の方向性として私は理解させていただきました。

ことは、ここ数年ぶりに実質単年度収支も290万円ですか、若干ではあります黒字となりました。財政課としては非常に御苦労されたことと思います。今後も、こういった市債をふやさない、そして財政調整基金を崩さない、健全な財務体制の維持に努めていただきたいと思っております。本年度は御苦労さまでございました。質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 私は、25年度決算について質問させていただきます。

私は、今年度より海部南部水道企業団の議員を務めさせていただいております。今年の8月5日に水道企業団の決算を承認してまいりました。水道企業団の会計は企業会計であり、財務諸表でありました。

さて、弥富市の財務4表はいつ作成されるのでしょうか。民間企業であれば、通常の決算は12月か3月時点で会計年度を閉じ、3カ月以内に株主総会で決算の承認を得ております。それは会社法、金融商品取引法で規定されております。その法律で、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、事業報告書等）を作成しております。弥富市が作成している財務4表との違いは、利益が計上されているか、されていないかの違いということであります。その中でも貸借対照表（バランスシート）は、その企業がどれだけ資産を持っているかを示す指標で、最も重要であります。

市は、25年度予算執行を5月31日に閉鎖し、同じように3カ月間経過しているこの議会になぜ財務4表が出せないのか。また、財務4表をつくる意義をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、財務4表を作成し、公表する件についての御質問でございますが、この財務書類を作成するには少なからず会計上の判断が数多く必要となることから、会計の専門の事業者に業務を委託しております。この業務の工程によりまして、出納閉鎖後に財務会計のデータ分析を行い、取引の種類を分類し、複式簿記の仕訳に変換修正を行い、マッチング、異動データの判定、決算統計のデータを整理し、財務4表が作成されます。その後、財務分析をし、納品されることとなりますので、公表は、毎年、次の年の3月ごろという形で行っておりますので、その辺のところにつきまして御理解をいただきたいと思っております。

また、国におきましては、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定でございます。この財務書類等を作成するためには、ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えていますとのことでございます。したがって、平成29年度以降になれば、全ての地方公共団体で同一歩調をとることができると思われまますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、財務4表の作成する意義につきましては、従来の予算や決算につきましてはさまざまな形で開示されてきましたが、わかりにくいとか、全体像が見にくいといった点が指摘されてまいりました。そうした中で、平成18年度に施行された簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律で、地方公共団体においても国に準じて、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備に取り組むことが明文化されました。

これを受けまして、総務省より地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が示され、従来の決算書等に加え、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書から成る財務書類を作成することとされました。

この指針に基づきまして、弥富市におきましては、平成21年度より地方公共団体財務書類作成に係る基準モデルによりまして財務4表を作成しております。

それで、この意義とか効果については、大きく2点が上げられるということでございます。1点目としては、発生主義による正確な行政コストの把握でございます。これにつきましては、財政の効率化には正確な行政コストの把握は不可欠でございますが、財務4表における行政コスト計算書を作成することにより、経常費用、あるいは純経常費用として、減価償却費や退職給付費用など見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができます。ま

た、2番目として、資産、負債の総体の一覽的把握ということで、従来の現金主義による会計処理は、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である歳計現金に関する収支が示されているにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）は不十分と言えます。そこで、この点、貸借対照表を作成することによりまして公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積した全ての資産について、その評価額も含めたストック情報が明らかにされるとともに、その資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで資産と負債の総体を一覽的に把握することが可能となるという、この2点が作成の意義及び作成に伴う効果というふうに捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、長く説明されたんですけども、要するに将来的には財務4表をつけた決算を出すということですね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほど説明いたしました、国の指針が一体、毎年いつまでにその作成するように指示するのかということは、今の段階ではっきりいたしません。ですから、この決算の認定をお願いする9月議会に出すような指示が来るかどうかわかりませんが、初めから企業会計で行っている水道とは違って、うちの会計はそういった形ではございません。そういったものをこの企業会計における複式仕訳をすることとか、それと機械的に完全に変換できずに分析する作業もございますので、現実問題として、ちょっとわかりませんが、9月に出すのはちょっと難しいんでないかなと、これはあくまでも想像でございますが、というふうに捉えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕も貸借対照表（バランスシート）について余り詳しくなかったんですけども、やっぱり企業会計をやると、これが重要だということがよくわかってまいりました。ですので、極力こういう決算とあわせてやっていただくようお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

6款1項6目の農地費でございます。この中の北西公園管理事業58万6,638円が執行されております。これはどこの公園であり、面積はどのくらいあり、市民にどのように利用されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 北西公園の場所でございますが、重要文化財服部家住宅の北側、また農業集落排水事業で施行いたしました北西部浄化センターの南側に隣接して設置されて

おります。公園の面積といたしましては5,600平方メートルでございます。

公園内には、せせらぎ水路やあずまや、トイレ、広場等が設置されておりまして、近隣の方々のウォーキングの休憩所や憩い場として利用されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ようわかりました。では、次に移ります。

4款2項2目の塵芥処理費でございます。このことについてちょっとお尋ねしたいと思っております。ごみ袋の購入費が894万7,995円でありました。これはページ数で106ページでございます。主要施策成果報告書でいくと69と70ページでございます。ごみ袋の購入数量が合計で24年が254万袋でありました。平成25年は132万袋ということでございます。ごみ袋の取扱手数料のほうは1,314万3,300円であります。この売りさばき数量は、23年のごみ袋は232万5,800袋、そして24年は240万6,400袋、そして25年は260万3,600袋でございます。25年の購入が132万袋で、ごみ袋の売りさばき数量が260万3,600袋ということでありまして。これは購入と売るほうが多少食い違いがあるのではないかと思うんですが、平成23年度、24年度、25年度のごみ袋の購入数量と売りさばき数量の説明をお願いしたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

23年度につきましては、当初発注が250万袋、売却数が232万5,800袋、年度末の在庫につきましては290万5,600袋ということになっております。24年度につきましては、発注が254万袋、売却数は240万6,400袋、年度末在庫が233万9,200袋でございます。25年度につきましては、発注数が御指摘のように132万袋、売却数は260万3,600袋で、年度末の在庫につきましては105万5,600袋でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは購入と売りさばきがすごい開きがあるんですけど、前からの繰り越しだと言われやあそうかわからんですけど、非常にたくさんの繰り越しを持っておるんじゃないですか。4カ月という話を聞いておったんですけども、どうでしょうかね、それは。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御存じのように、平成24年4月26日に佐藤化学工業の事件が発生しております。その関係がございまして、24年の段階では在庫の適切な購入という話ができなかったというのが現実でございます。そのために、24年度末現在で230万袋ほどの在庫がございました。それに対して25年についてはそれを適正な数に持っていくということの中で、売り上げの約半分の132万袋という購入をしているということでございます。26年度からはそういったことがないような形になりますので、よろしく御理解願いたい

と思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今後も適正に処理していただくように要望させていただきます。

では、もう1つでございます。市の財産に関する調書、これは皆さんが持ってみえる事項別明細書の一番後ろでございます。一番後ろの青本で弥富市財産に関する調書の2の物品の関係でお尋ねしたいと思います。

物品の決算書に記載されているが、どのような基準で記載されているのかをお尋ねしたいと思います。

また、物品の数字で、会議用のテーブル、冷蔵庫、食器洗浄機、全自動洗濯脱水機、防災用排水機、ピアノ等の数量はこれで正しいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） お答えいたします。

最初の2の物品の記載されている基準ということで、弥富市歳入歳出決算事項別明細書の弥富市財産に関する調書の物品に記載されている基準は、購入価格が1件100万円以上の物品、自動車類にあつては、運送車両法によりまして普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車で、自動車検査証を有する1件100万円未満のものも含み、物品について記載しております。

お尋ねの会議用テーブル、冷蔵庫、食器洗浄機、全自動洗濯脱水機、防災排水機器、ピアノ等の数量については、毎年度、決算資料提出時に各課より報告していただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 正しいということですね、この数字は。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） はい。

○9番（横井昌明君） わかりました。

そして、ちょっとお尋ねしたいんですけど、262ページを見ていただくと、当日投票システムと書いてあるんですね。前年度末まで現在高ゼロ、決算の現在高もゼロです。こういうのは上げなくてもいいんじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） 今お尋ねの262ページ、263ページの物品について増減ゼロというか、前年度末現在高、決算年度末現在高ゼロというものについて今回上がっておるわけなんですけど、来年度以降、ゼロについては抹消させていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） もう1つ、物品の名称で、例えばラットプルダウン、レッグエクステ

ンション、何か難しい名前が書いてあるんですね。これはどういう機器だということを備考欄に書くべきであると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） ラットプルダウン、レグエクステンション等、いろいろ片仮名で書いてあるんですけども、こちらのものについては十四山のスポーツセンターのトレーニング室にあるサーキットトレーニング類となっております、こちらの決算書のほうについては、ただ器具類だけしか書いていないものですから、今後、わかりやすい形で検討させていただくということで、ひとつお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いろいろくだらんことを聞かせていただいたんですけど、どうもありがとうございました。今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 通告に従いまして、議案の質疑をさせていただきます。3点の議案について質問させていただきます。

まず初めに、議案第33号と34号の小規模保育事業等についてでございます。

まず、先日の一般質問でも、市長が大きく民営化に対してもしっかりと検討していきたいということをおっしゃっていたので、余計にこの議案の重要性が増してきたかなと思っております。

それで、まず区分としてA型、B型、C型という区分があると思うんですけど、小規模保育事業のほうなんですけど、C型に関しては人数での違いがあるのでそれはそれとしていいんですけども、このA型とB型の区分は、事業者自体が選択するのか、それとも何か違って分類されるのか、どうなんでしょうか、そのあたり、わかりますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

小規模保育事業のA型、B型につきましては、事業者の選択でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、A型とB型の大きな違いといえば職員の基準、例えばA型だと保育士になっております。ところが、B型ですと保育士が半数以上及び保育従事者となっておりますと思うんです。まず、この保育従事者というところをちょっと伺いたいと思うんですけど、この保育従事者に当たるのはどういった方々でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

保育従事者につきましては、保育士資格がない方でも、研修等を受けたということで対象

となっております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、その次にC型のほうには家庭的保育者とありますね。これについても、一応本文には書いてあるんですけども、じゃあ保育従事者とどう違うのかというのも含めながら説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） この家庭的保育者につきましても、こちらも児童福祉法に現在でも規定がされておるものでございまして、これも市町村長が行う研修を修了した保育士、その他厚生労働省で定めるものであって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいうと規定されております。この市町村長の研修、先ほどの保育従事者も同様でございしますが、市長が指定する知事等の研修を含むということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ということは、保育従事者と家庭的保育者はイコールとして考えてもいいんですか。

そういう書き方で変わっているのはちょっと疑問に思ったことがあったんで、それはそれとして質問させていただきましたが、じゃあ今弥富市の公立保育所において、保育資格がない方が働いていることはあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 弥富市の保育所につきましては、現在、延長保育につきまして資格のない方がおられます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、延長保育以外は全て保育士資格を持った方が働いている。弥生は、たしか看護師か保健師か、どちらかが1人いると思うんですけど、そうした方が働いていると思うんですけども、そこで、これは今こういう形でB型、C型にしていけば、保育の資格がない者でも保育ができるように、今後はなっていくということによかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

そのような研修を受けた方、そういった方も認められるという制度改正でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） じゃあ、その研修というのは、例えば保育士のように何カ月、いやそれこそ何年とかという形で受けるものなんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、現在、家庭的保育事業というものも児童福祉法の中で位置づけられておるところでございまして、最初の認定に当たっては、そんな1年、2年というようなものではございませんけれども、一定の実習等も含めた長期間の研修でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 長期間のということで、ちょっと期限が今はわからない状況なんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、現在、市町村でなかなか実施していくというのも大変でございますので、県が実施します研修に参加のほうをお願いするところでございますが、プログラムにつきましては、今度決まってくるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まだ不確定な要素があるということですが、そこで、やはりこうした保育にかかわる者として一番避けなくてはならないのは重大な事故であります。特にせっかく生まれたお子さん、本当に大切なお子さんを事故において亡くされたという方々が見えると思うんですけれども、そうした中で、例えばこれは日経新聞の記事にあったんですけれども、かなりの事故があつて、その中でも特に認可外、要するに保育士資格がない人が働いている事業所ですので、全員保育士のところと比べて45倍も事故率がアップしているということがあると。専門性の低い保育者による事故は、事故のリスクがかなり高いということが新聞でも報道されており、ほかにも具体的な例でいきますと郡山市や、または3月にもベビーシッターの事件もありました。こうしたことにおいて、保育の資格がない者が保育を行うというようなことについて、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 詳細は児童課長のほうがより詳しくわかるわけでございますが、今、全国的に待機児童という形の中で、保育のあり方というのが議論されております。特に大都会、都会における保育のあり方というのがあるわけでございますけれども、そういった形の中においてどう保育士を確保していくか、あるいは保育士の資格ということに対してどう考えていくかということが今回の事例だろうというふうに思っております。そういうことが背景にもあろうというふうに思っております。しかし、しっかりと研修を受けていただくということがあるわけでございますが、これは那須議員が御心配をするところでもあろうかなあというふうに思っております。私どもといたしましては、その保育の研修の内容というもの



をしっかりと見ていかなきゃいかんというふうに思っております。

また、保育をしていく上においては、研修だけじゃなくて非常に体力が要るんですよね。この体力が要るということに対して健康診断というか、そういったふうなことについてもしっかりと、その保育の専門性ということに対して、資格のない方に対しての研修のあり方ということについては考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

しかし、弥富市といたしましては、基本としては、A型という形の中で保育士を中心とした考え方を貫いていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長からA型を基本としたいということでありました。ただ、今後民間化を考えていく上で、このA型をずっと堅持できるのかといたら、大きな不安が私としてはあるので、基本的にはそういう形で今考えてみえるということなのであれなんですけれども、そうした中で不安はどうしても拭い去れないということで、私としてはどうしても不安があります。

それで、今、健康の話もされたんですけれども、研修があるとはいえ、なかなか正規の保育士資格でないと、本来、その正規の保育士であれば起こり得ない事故、要は特にうつ伏せの状態での事故が多いということで報道が相次いだわけです。

例えば、ベビーシッターの事件でいえば、これは保育所に勤務していた経験もあるんです。ところが、保育士資格はもちろんなかったんですけれども、そういった方が暴行を加えるとか、そういった形で今回の事件に上がってきたということもありますし、例えば大阪の八尾の件においてはファミリーサポート事業、うちにもあるんですけれども、これで紹介された、安心して本来預けられるところへ生後5カ月の赤ちゃんを預けたという記事があるんですけれども、こうした中でうつ伏せによる事故があったと。その預けられた本人は、危険性は知らなかったと。こういった形で、ある一定度ちょっと知識がある。少ない研修を受けたんだらうと思うんですけれども、そうした中で事故は起こっているんで、やはりこうした中でしっかりと研修で学んできて、実習も受けて、しっかりと保育士として職業についていただいて、例えばうちの公立保育所でいえば、複数の先輩の保育士がいて、そういった中で経験を積んで保育士として育っていく、こうした環境で今の弥富の保育が成り立っていると私は思うんです。

ところが、これが小規模保育や家庭的保育などに移行した場合、その方は1人でとか、一応研修は受けている、大丈夫だと。だけど、1人で見ると、じゃあ誰に相談すればいい。そして、事故が起こってしまった、こうした場合、誰が責任をとるんでしょうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小規模保育、あるいは家庭的な保育ということについては、これからしっかりと制度化されて、その内容についても議論の中身ということについても我々としても知るところになってくるかなあというふうには思っておりますけれども、今、那須議員が御心配される状況については、特にゼロ歳児から3歳児までの乳幼児に対してどう保育をしていくかということは、私どもとしても大変難しいわけがございますし、また、今では3人に1人保育士をつけていかなきゃならないという、その辺の基準というか、制度というのは守っていないと事故にもつながっていくわけがございますので、その研修の内容であるとか、あるいはゼロ歳児から3歳児に対して、乳児に対してどういう形のものに対応していくか、その小規模保育だとか家庭的な保育がどのように対応されるかということについては、しっかりと注視していかなきゃならないというふうに思っております。その辺の事故が一番多いだろうということは推測されますので、その辺のことが大事だろうと思っております。

誰が責任をとるかということは、やっぱりその自治体になってくるかと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうした中で、本市としては待機児童がないという状況なので、ぜひとも今の保育をしっかりと守っていただきたいのと、私としては心から願っております。そのことを踏まえながら、今後は委員会でも議論をさせていただきたいと思えます。

2番目、放課後児童健全育成事業についてでございます。これは私がちょっと勘違いした部分もあるので、要旨とは若干内容が違いますけれども、少しだけ簡単な部分を確認させていただきたいと思えます。

これは児童クラブの件で適用される基準だということを伺ったんですけれども、今までにこうした基準が児童クラブにもあったのかなかったのか、明確な基準としてあったのかないのかというのを教えていただけますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

今回、この条例を制定させていただきましたのは、新制度に基づきまして、市町村がこういった基準を定めるということになったわけでございます。従来からにつきましては、基準というものについては、放課後の児童健全育成事業のガイドラインで定めてあった内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ガイドラインであったものが今回ははっきりと明記され、それが条例という形で上がってきたものと思えます。

そこで、一般質問でも少し触れたんですけれども、面積の問題で、狭いとストレスがたま

ってお子さんを傷つけてしまうというか、ちょっと当たってしまったりとかしてけんかになってしまうこともあるので、やはり面積基準としては大きななと思っております。

先日の答えていただいた中で面積基準を見てみますと、例えば日の出第一、第二だと1.998と、さくら児童クラブは2.8というかなり大き目なところ、ごめんなさい、これは定員で1.65で割った数でございますが、これを1人当たりの計算で直したものでありますけれども、弥生児童クラブだと1.9とか、大藤だと2.057、白鳥が一番大きくて3.17という、1人当たりの基準がかなり大きい。ところが、栄南児童クラブは1.7、十四山東部に関しては1.54と、この今書かれている1.65ですら満たしていない状況になっておりますし、西部に関しては2.9ということで、一番小さいのが東部ですね、1人当たりの面積が。これが1.54なので、この基準も満たしていないということで、多分今後拡張されるのかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 東部児童クラブにつきましては、今御指摘のとおり、定員いっぱいいきますと1人当たりの面積が切れるわけでございますが、ここは他用途で使用しておりますし、改修して対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、実際、先日も人数を伺ったんですけど、毎日その人数が来るわけではないので、若干これよりもゆとりのある空間になるかなあと思うんですが、ただ、大体見てみますと、2近いところが大半を占めております。ないのは、栄南とさっきの東部と。日の出は1.998なんでおおよそ2と、弥生も1.91816なのでおおよそ2ということだと思えます。そうした場合、今1.65となっている部分が書かれているんですけど、これをもう少しゆとりを持った形でとることはできないのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらの基準につきましては、国の省令に基づいた基準で1.65平方メートル以上ということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 国からおりてきたものを全部踏襲しなきゃいけないということはないと思うんです。市町村自体で決められるところもあると思うので、これ自体は別に市独自でその基準をアップすることは可能なんじゃないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） これらの基準につきましては、国の基準に従わなければならない部分、また参酌する部分というものがございます。こちらの基準につきましては、従わなければならない基準ということでございますので、国に準じた規定としてござい

ます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、従わなければならない基準ということだったのでそれなんです、やはり市としてはこの基準に限らず、大きくスペースをとった形で進めていただきたいと思います。

そしてもう1点、この児童クラブに関しては定められた資格を有する者と書いてあります。保育士同様、都道府県知事が行う研修を修了した者と書いてあります。

今までの児童クラブでの職員はどういった方々が、この今書いてある定められた資格を有する者ばかりで構成されていたのか、そうではなかったのかというと、どうでしょうか。

○議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の児童クラブの指導員につきましては、基本的には保育士とか幼稚園教諭、そういった資格をお持ちの方ではございますが、中にはそういった資格がない方もいらっしゃいます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 例えば夏季とかですと、臨時に募集したりするというのもあるんで、そういった方もいらっしゃったのかなと思うんですけども、今後、そういった方に対してはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） これらの方につきましては、この条例にも規定してございますように支援員というような形になるわけではございますが、こちらにつきましても研修を受けていただくということになっております。これは、今後5年間経過措置がございまして、その間に研修を受ける予定の方であれば支援員とみなされるということになっておりますので、全員というわけにはいきませんが、5年間に分割して研修を受けていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） この定められた資格自体がかなり甘いと言ったら変ですけども、例えば大学を卒業したからとか、そういった基準であるので、大部分に該当する方がいるんじゃないかなと。例えば学生のアルバイトとかは今回はできなくなるということであると思うんですけども、できれば児童クラブに関しても、そういった経験のある方を採用していただいて、ここの児童クラブというのは、ただ預かるだけじゃなくて、やっぱり教育というか、生活習慣の育成の場でもあると思うので、そういったことも見れるような形の職員を配置していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどの地域型保育事業の許可基準という形で、A型、B型、C型という御質問がございましたけれども、那須議員が我々がその保育運営をやっていく上においてのA型、B型、C型という形で捉えてみえて質問かなあというふうに思ったんですけど、A型、B型、C型は、これから事業をやっていく方に対する基本的な考え方でございますので、その辺のことと同時に、私が弥富の保育の運営をA型でやっていくというような形で誤解をされるような答弁をしたかと思うんですけど、誤解のないように。私たちとしては従来の保育所運営という形でございますので、新たに事業者が展開をしていく上においてのA型、B型、C型という形で御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それは最初、課長から事業者が選択できるということであったので、そこら辺は理解したんですけど、ただ、市長自身がこれから民営化を検討したいと言っている中で、事業者が選択する上で、その事業者に対して、うちは基本的にはA型を推奨していると言っただけのものと考えておりますので、そういった形で、なるべく基準を引き下げた形のものを使わないということで考えていただきたいと思います。要は、これからの民営化を考える中での話でありますので、市長にそれだけしっかりと守っていただければ、せっかくさっきまで御発言のところで基本をA型にしたいと、市長自身もそういった形で思っているわけですよね、だから、そういった中でですね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それは、例えば民間の方に対して事業が運営されるような状況においては私たちの希望としては伝えますけれど、やはり民間の基本的な考え方があるというふうに思っておりますので、それはA型が望ましいという気持ちはあります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その部分はぜひとも、もし参入したい事業がこれから、この議案が仮に通って、そうした希望者がいるようであれば、ぜひともそこで市長は、A型を採用してほしいという強い希望はぜひとも伝えていただきたいと思います。やっぱり今のこの部分においては、やはり私としては大きな不安が残りますので、またその続きに関しては委員会で議論させていただきたいなと思っております。

3点目に移ります。

議案第37号の弥富市企業立地の促進に関する条例についてでございますが、先日、説明も受けたんですけども、これは1万平方メートル以上の企業に対しての補助ということでございます。今あるところを3,000平方メートル以上拡張して1万平方メートル以上になればいいということなんですけれども、この弥富市内で1万平方メートル以上の企業は、今、一体幾つあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、1万平方メートル以上の敷地のある企業におきましては、全部で52社ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 新たに事業計画として、例えば拡張して1万平方メートル以上にするとか、もしくは新たに1万平方メートル以上の企業が参入してくるという計画はあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、狐地地内にございます王子不動産株式会社が所有しております約4万9,000平方メートル余りのまとまった土地がございまして、これらを踏まえまして、今回の改正によりまして地域要件を廃止いたしまして、企業立地の促進になればと考えまして、地域を指定しておりましたが、それを廃止させていただきまして市内全域といたしまして、それに指定業種も定めさせていただきましたので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 新たにこの狐地の王子製紙の土地に企業が来るという計画があるということですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） あそこの土地に関しては、議員の皆様にも大変御心配をいただいているところでございます。企業の誘致というようなところで、王子不動産さんが一生懸命やっただけでおられるわけでございますけれども、二転三転をしているという状況でございます。私どもといたしましては、先ほどの企業誘致に対して、これは自治体間競争ということにもなっておりますので、何とか企業に来ていただきたいということもあるわけでございますけれども、この議案を可決いただいたならば、王子不動産に我々としてはこういう姿勢もあるよということについては申し上げていきたいというふうに思っております。今、具体的に企業があるということについては聞いておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まだこれから、要はこれが可決したら、そのときにはそういった条件も示して誘致していきたいということでございます。

弥富に企業がふえていくのは、私としては別にいいことだとは思いますが、働く場もふえますし。ところが、1万平方メートル以上の企業だけという限定ですよ。要するに大きな企業、体力のある、資本のある企業しか参入できないということであるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 1万平方メートル以上ということで今回設定をさせていただいておりますが、以下につきましても、今現在、中小企業等の支援につきまして、経営の改善とか経営者の育成、事業の拡大等の促進を進めております。これにつきましては、商工会との連携のもとに強化をするとともに、各種の融資、支援制度等の周知と活用を促しながら経営体質の強化を推進しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今までも、臨海部の工業地帯に対して交付金という形で固定資産税を返還している状況でございました。これが大体年間3億とかという大きな金額となっておりますけれども、今、部長がおっしゃられたように、中小にも支援があるということでございましたが、この支援の金額、一体幾らでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、中小企業の融資調達の円滑化を図るために、愛知県と協調いたしまして、市内及び近隣の金融機関に融資の原資を預託しまして、小規模企業等振興資金制度を利用いたしまして、愛知県信用保証協会に事業者が支払う信用保証料の全額、弥富市が全額30万円という部分で限度額を決めておりますが、市が補助して中小企業者の経営の安定と育成を図っております。金額といたしましては、商工業振興資金の信用保証料補助金といたしまして、25年度ではございますが786万6,340円、件数といたしまして59件ございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） こうした金額を見れば一目瞭然で、しかも、これ59件なので、臨海部だともっと1桁の数になると思うんですけど、こうした中で大きな金額の差があるわけです。要するに、大きな企業にとってはかなり大きな支援が受けられるんですけども、一番困っている、地元で頑張っている、それと弥富で生まれて、この弥富でしっかりと工場なり商店をしていきたいんだと、こういう方々に対してなかなか支援の手が行き届いているとは私は言いにくいと思うんです。こうした外部の大きな企業だけに目を向けるんじゃないなくて、やはり市内の頑張っている中小、町工場などにも大きな支援をしていただきたいと思っております。

それで、今、国の政策でもそうなんですけれども、トリクルダウンという格好いい言葉で言っていますけれども、要するに上がもうかれば下におりてくるというようなシステムでございまして、これもまだ私としては幻想であり、これは実際には行われていないんじゃないかと思っております。

例えば、トヨタは5年間税金を納めていなかったということで大きく報道がされました。

その中で、この5年間、じゃあどうだったのかというと、不況がずうっと続いてきた。そして、国の財政も圧迫してきて、今度は国民に消費税を押しつけるような形になったわけでございます。三宮議員の先日の質問にもあったとおり、この減税分、今までトヨタだけじゃなくて大企業にしてきた減税分でこの消費税が穴埋めされているということは、先日の表にも書いてあったとおりかと思うんです。そうした中で、こんな大企業ばかりに支援していくということは、私としてはどうしても考えられない。しかも、こうした大企業は、国内にそのお金を回していくのかといえば、海外にどんどん投資をしていくわけです。だから、全然国内には雇用もお金も落とさない、こうした状況が続いており、今現在の日本の状態になっております。

こうした中で、国がおりてきて、今度は愛知県が、そして弥富市もこうした中で大きな企業に対しては大きな優遇をする。ところが、一番今大変な中小企業にはなかなかその支援が行き渡っていないということでもありますので、市長、そのあたりについて、中小企業は今後どうしていくかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちは私たちの状況の中で商工会と連動しながら、中小の方の事業に対して、ささいかもしれませんが、応援をさせていただいております。また、県は県、そして国は国という形の中でそれぞれの助成制度があるかなあというふうに思っておりますのでございます。

まだまだ日本の企業の中では、中小企業と言われる企業層のほうが圧倒的に多いわけでございます。また、この中小企業の企業群が日本の経済を支えていると言っても過言ではないだろうというふうに思っております。

今回、我々が基準としてつくらせていただいたのは、イコール大企業という形で那須議員は決めつけてみえるようでございますが、決してこの西尾張地区における指定集積という企業群の中には、やはり元気のいい中小企業さんと言われるところがたくさんあるわけでございます。そうした形の中においては、私は一概に中小企業だから進出はしないということではないだろうというふうに思っております。これからそういった中でも注視をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

例えば王子製紙の5ヘクター近くあるわけでございますけれども、ここに進出される場所については大企業でないかもしれません。いわゆる元気のある中小企業が、自分のところのオンリーワンの商品をつくるために、この地をひとつ利用していこうというふうにお考えいただければ、我々としては大変幸いかなあというふうにも思っておりますので、イコール大企業ということではなくて、業種としては愛知県との連動の中で、西尾張地区にはこういう業種が望ましいですよということは枠としてはあるわけでございますけれども、その辺



のことも踏まえてこれから注視していきたいというふうに思っております。

頑張っている中小企業は、国も県も、そして市町村も応援をしているということについては変わりないと思っておりますので、御理解ください。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、中小でもこの制度を利用できるんじゃないかと市長はおっしゃっておいりましたけれども、基準として1万平米ですので、中小企業だとかなり厳しいかなと思うんですけど、中企業でもかなり大きなところじゃないかなと思うんです。

それはさておき、地元で本当に頑張っている中で、今、支援はできる限りしておると言っておりますけれども、まだまだ足りていないと、これで十分とは私は思っていないんです。なので、こうした制度をつくられるのであれば、逆に今頑張っている、この地元の中小企業や町工場に対しても新たな制度を創設していただくように考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の議案とは違う形で、一つ一つを精査していかなきゃならないというふうには思っておりますけれども、議案に対しては、私たちとしては基本的には今まで、年度としては最後の4年目と5年目が2分の1でございますので、そういった形では10年間になるわけでございます。これは一つの区切りとして我々としては考えたところでございます。しかし、先ほども言いましたように、自治体間競争の中で、いわゆる企業の誘致ということに対しては、これからも必死になって行われるだろうというふうに思っております。

幸い愛知県知事が航空宇宙産業、あるいはさまざまな形での関連するところのクラスター形成特区という形で、特区構想を言っていただきました。この特区構想に合わせた形での西尾張での企業に対する誘致ということは、その辺が中心になっているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、そういった形の中で一定の基準というものを今までのバーとは違う基準を持っていかないと、我々も固定資産税だとか、さまざまな税に対する奨励ばっかりやっておっても、大変厳しい状況も生まれるわけでございますので、今までの経験則を生かしながら、新たな条例整備をするという形で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、今までの上限がないような形だったし、5年間で4年分というところを今度は3年間に縮めて1.5年分ということで、しかも、上限が1億円ということでちょっと縮小されて、そういった部分で配慮したのかなと思うんですけども、本来でいえば、これは逆に言えば、放っておけば今なくなった制度でありますので、そうした部分に支援をさらに継続していくのであれば、新たに考えていただきたいなと思っておりますので、その部分も含めて今後考えていただきたいと思い、私の質問はこれで終わらせていただきま

す。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渡辺児童課長の答弁に答弁ミスがありましたので訂正をさせますので、よろしく  
お願いいたします。

渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 先ほど那須議員のほうから御質問いただきました放  
課後児童健全育成事業の条例の関係でございますが、基準の面積1.65平方メートル以上とい  
うのが、私、国に従うべき基準ということで申し上げましたが、こちらの基準につきましては  
は、国の基準を参酌しなければならない基準のほうでございました。そうではございますが、  
本市といたしましては、国の基準を参酌いたしまして1.65平方メートル以上とさせていただ  
きたいと思っております。おわびして訂正させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番、三宮でございます。私は、一般会計決算認定、国民健康保険  
の特別会計、集落排水と公共下水道の特別会計に関連してお尋ねをさせていただきます。

弥富市では、最近の状態から、私たちも市民の皆さんも税収がふえていくのは当たり前  
みたいな感覚を持っていると思いますが、愛知県や、あるいは日本のほかの市町に比べ今弥富  
市と、どういう違いが起こっているのか、弥富市がそういう中でどういう位置にあるかとい  
うことも踏まえながら、またこの税収、いろんな制度が変えられまして税収はふえておりま  
すが、実際には市民の皆さんの可処分所得がどんどん減っているということも市民税などの  
中身から見ることができますので、そういう問題もごらんいただきながら、本当に今市民の  
暮らしを大切にする市政を進めることがどれほど大切になっているか、重要になっているか  
ということについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

おとついで皆さんに配らせていただきました資料、そのときに申し上げましたが、私の質問  
の中で数字を使う質問がかなりありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

まず、今期も提案の中で市長もおっしゃられましたが、史上最高の税収を上げることがで  
きました。こうした中で、実際に全国的に見ると、各市町の財政状況がどんなふうになっ  
てきているかということ、これは先日本配りしていただきました2枚目の都市データパック  
総合評価という東洋経済新報社が出しております「住み良さ全国ランキング」の2008年版と

2014年版を比べさせていただいて、弥富市が全国や愛知県の中でどういう位置に今財政力でなっているかということを見ていただきたいと思います。

これは、平成18年度決算と平成24年度決算を中心にしました指標でございますが、住みよさだとか、その前のほうの4つにつきましては、基準のとり方や評価もありますが、一番最後の財政力指数及び全国の順位というのは、総務省が出しております平成18年度と24年度の、それまでの3年間の平均の財政力指数を使っております。ただし、長久手とみよしは、当時町であったこともありまして、この東洋経済新報のものには載っておりませんので、私の手元にありました平成17年度の前3年の平均を使わせていただいております。

これをごらんいただいて、本当に私もびっくりしたんですが、例えばみよし市は、平成17年度に比べて平成24年度は、1.82の財政力指数が1.10で、0.71も減っているとか、それから真ん中より少し下にありますが、碧南市は1.68から1.09でございますから、0.59財政力指数が減っている。それから、豊田市は1.62が1.11で、0.51という一つのまちごと全体の財政力の割合がごっそりなくなるようなことが起こっておりまして、この愛知県の38市の中で0.2から0.71までの大幅に減っているところが10市あります。それから、0.1から0.19までのところが9市、そして減少している市が15市、ふえているのは弥富市だけ、名古屋市だけが変わらないと、こういう状況になっております。

これは2013年版でも、東海4県の96市の中で、平成20年度の決算に比べて23年度の決算で1人当たりの税収がふえていたのは弥富市だけだったということもここで話をさせていただいたことがあります。こういう状況の中で弥富市の財政力指数の順位も、上から6番目に弥富市がありますが、0.97から0.89になりました。0.97のときは全国で101番だったのが、0.1ふえただけで40番になっております。全国的に大幅に財政力指数が減っているし、税収も減っている。だから、はっきり言って、全国で40番なんて、そんなふうになっていると私自身も実感しなかったんですが、それほどこの間に弥富市の財政力というのは強まってきておるということを、まず見ていただきたいと思います。

続きまして、じゃあどこで何がふえておるかということなんですが、2枚目に1人当たりの市税の、これは尾張18市と、それから愛知県下でそれ以外の人口5万人未満の市ですね、高浜市がありますので19市を入れさせていただいたんですが、この左側の表は市税の総収入の1人当たりの変化ですね。平成17年度と比べての比較であります。弥富市は25年度では126%になっておりますし、24年度比でも4%伸びて104%になっております。税収が一番多いのは、ここは小牧市ですね。小牧市さんは、どちらかという豊田市だとか碧南市だとかというような、要するに大企業が結構あってという産業構造や税収の構造になっておりますが、ようやく平成25年度に1人当たりの額で一緒になる、24年度も下がっております。あと、高浜市さんの場合だと、25年度が幾らかふえたんですが、ずうっと変わらない状態が続いて

おりました。

ここで見ていただくと、17年度と比べても減っているところもありますが、ここはふえて当たり前なんです。税源移譲と、それからこの間には地方税の定率減税の15%の廃止だとか、それから老年者控除の廃止だとか、あるいは年少扶養控除の廃止だとか、そういうのがあります。恐らく十四、五%そういうものでふえておって、だから15%ぐらいから下のところは全部、実質的には税収は減っているというぐらいの状況であります。

そして、その右側の表は固定資産税なんです。弥富市をわざと2つに分けておきました。1つは全体の固定資産税の収入を1人当たりで割ったもの、2つ目は西部臨海工業地帯の平成18年度以降にふえた分、交付金として借地なんかで名港管理組合から入ってくる分も含めてですが、除いた分とそれ以外に分で、そうしますと全体では平成17年度に比べて127%の増加と、それを除いても111%なんです。

ところが、下を見ていただくとわかるんですが、幾らかでもふえているのは、岩倉市さんの105%ですね。それから、春日井市さんが103%で、あとは100が2つあって、みんな減っていますよね。

固定資産税というのは、財政をやっておられる方はよく御承知だと思うんですが、地方財政が弱くなると、国は交付税で負担をしなきゃいかんということもありまして、ここでは、例えば土地の税金が安くなったって、なかなか税収は下がらない仕組みになっておりますし、特に建物につきましては、建てる年次ごとに実際に取得する価格よりも税金の割合がどんどん高くなって、少し以前までは土地の固定資産税が減るというのは余りなかったんですね。ところが、ここへ来て新たに建たないとか、新たに雑種地やゴルフ場用地だとか、そういうのがつくられないとか、そういうことで減るのが、元気な愛知、また名古屋市を取り巻く尾張各地の中で減るのが当たり前と。

しかも、弥富は、平成17年当時は6番目か7番目で、かなり下だったんですね。それがこの間どんどんふえ続けて、今では小牧市さんに続いて、固定資産税は今この19市の中で2番目に高くなっている。

本当に驚くような変化なんです。確かに西部臨海工業地帯の増加分がこの区分してありますので大きい役割を果たしておりますが、ただ、この弥富市の増加を支えた最大の力は、よそがこれだけ減っている中で、もともと建物はどんどん減っていきまして、今、土地は上がらないというような状況のもとですから、たくさん減っているところは高浜市さんと、それから89%というところがありますよね、瀬戸もですか。なぜそういう状況になっているかという、新たに工場は建たない、それから建物はどんどん償却していくということがありまして、西部臨海工業地帯を除いた部分で111%というのは、実際に減っていく分が十数%あることを考えたら、この西部臨海工業地帯を除いたところでびっくりするような増加があ

るからこそ西部臨海工業地帯の増加分がそっくり乗っておって、全体としては西部臨海工業地帯でふえた分よりも償却した分を考えると、それ以外のところでふえた割合が多いんじゃないかということをおぼろげにわけるのがこの一覧表だというふうに思いますが、ごらんいただきたいと思います。

それから特に、私が税金がふえておっても市民の暮らしがますます大変になっておるといふふうに見ているかという理由は、もう1枚、「弥富市（町）税金の推移」という次の表を見ていただきたいと思います。

これは一番左側に、さっきは3年間の平均の財政力指数と言いましたが、1年間ごとの財政力指数を入れてありますので、ずうっと順次、実は昭和末期から基本的にふえ続けてきておるといふことも見ていただけたと思いますし、それからもう1つ見ていただきたいのは、平成19年度から税源移譲分ということで右側の下のほうに記載がしてありますが、その隣に増税分という格好でやっております。この税源移譲分というのは、国の総務省から示されます交付税の算定台帳に相当分と記載している額をそのまま載せてあります。それから、この増税分というのは、地方税につきましては15%定率減税がありますし、ほかにもありますが、ほかのものはややこしくなりますので、ここで書いてありますように、個人市民税の総額から税源移譲分を引き、総務省のほうで均等割と言っている分を引いたものに15%を掛けて、さらに24年度・25年度につきましては年少扶養控除による増収分が1億円ほどありますので、それを加えた額です。

そうすると、そのことを見ていただくと、例えば平成25年度で見ていただきますと、税源移譲分とこの増税分の数字をこの4万3,326人で割ると、1人当たり1万9,711円、税源移譲分があります。もしこの増税分がなかったら、この分を引けば、本当に3万円台の税金しかないということですね。だから、個人市民税はふえているけれども、所得がふえてふえたわけでは全くないということね。所得で考えると減り続けてきておる。

もう1つ大きい特徴は、この間、社会保険料ですね。国民健康保険税だとか、後期高齢者医療保険だとか、介護保険だとかというのがどんどんつくられて、それも上がり続けてきています。こういうもので、要するに所得控除を受けられるわけですが、受けられるほうは高いほうで受けますので、これもまた税金を減らす大きい原因になっておりますし、市民の皆さんにとっては本当に暮らしをどんどん切り詰める。だから、所得の低い人たちもそうですが、現在、所得が800万だとか1,000万の人たちでも、そういう社会保険料の負担で、家庭によっては200万近いような負担が発生するような状態にありますから、ほかの税金なんかと合わせると、全く税金を払うために生きておるといふような声が聞かれるのは、やっぱりこういう税金の仕組みの中で起こってきておるといふことと、弥富市は、固定資産税の伸びが物すごくふえてきています。

後の質問の国保の問題とも重なりますが、国保の人たちの国保税の調定額がすごくふえておるのも、非常にこういうことが影響しておるといふふうに考えられまして、諸収入が減る中で、なおかつそういう社会保険なんかの負担がふえておりますので、実際に生活に使える可処分所得と言われる費用はどんどん減ってきておるといふことを見ていただいて、やっぱり今暮らしの応援をしっかりとしていくということが、これだけ税収が上がっておったって、市民の人たちの暮らしは、全体としては所得が減っておる中でこれだけの税収の負担をしておりますので、楽になっていないということを頭に置いて、暮らしの応援に力を尽くしていただきたいということを御理解いただきたいし、特に市長につきましては、人に優しいまちをとすることを今後の市長選に臨む自分の課題としていきたいとおっしゃられましたわね。こういう状況を理解していただいて、ひとつ施策の展開をしていただきたいということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問に関しましては、過日、三宮議員と2人でしっかりと話し合いをさせていただきました。三宮議員のお話は、今も皆さんがお聞きしていただいているとおりでございます。私も、このデータパックであるとか、あるいは市民税等においては再確認をするというような状況でございますけれども、町に活力ができてきたなあということに対しては大変喜んでおるところでございます。これも先人の皆様方大変な御努力が今実を結びつつあるということで、税収等を伸ばさせていただいているということでございます。

西部臨海工業地帯の税収は、きのうも言いましたように13億5,000万ほどという形の中で、その固定資産税をお願いしているわけでございます。そのうちの市町村交付金というものもありますけれども、全体としては13億5,000万ほどが西部臨海工業地帯の固定資産税という形でございます。また、大きくは平島中区画整理事業において多くの土地だとか家屋、そういったようなものが大きく固定資産税を伸ばさせていただいている理由だろうというふうに思っております。

しかしながら、ほかの自治体もそういうことがあるわけでございますけれども、この西部臨海工業地帯の13億、約30%ぐらいの構成比があるわけでございますけれども、これも少し除いたという条件の状況の中においては、ほかの自治体とそう遜色はないというか、かえって悪いというような意味もあるわけでございます。

そのときにも私は三宮議員にお話をさせていただいたんですけれども、西部臨海工業地帯、本当にここが定着してきたのは、この5年、7年だろうというふうに思っております。これがさらに、今、川崎重工の第二工場というところで350億投資していただいておりますけれども、こういった航空宇宙産業がしっかりと定着をしていって、揺るぎない一つの工業地帯

になっていくということをさらに望んでいくわけでございます。しかし、企業というのは生き物でございますので、これから先、日本経済そのものに対しても大きく影響してくるだろうというふうに思っております。

また、私たちは第1次総合計画を前へ進めていかなきゃならないということで、前期計画から、ことしから後期計画へという話になってきておるわけでございます。御承知のように、それぞれのところで大型プロジェクト事業がめじろ押しでございます。そうした形の関係のものど市民などの暮らし、あるいは人に優しいまちということについては、バランスよくやっけていかなきゃならないというふうに思っております。どちらかが極端ということはなかなか難しいというふうに思っておりますので、その辺も市民の皆様には御理解をいただき、まちづくりの中にはいろんな面もあるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

しかしながら、高齢者社会を本格的に迎えておるわけでございます。あと5年もすれば、弥富市は25%以上、あるいは10年先には30%というような状況で、65歳以上の方がそういう構成になるわけでございます。そうした形の中においては、いわゆる高齢化社会に対して介護・福祉というのは喫緊の課題で、今からしっかりと準備していかないと間に合わないというふうにも思っておりますので、その辺のところについては市民の暮らしという形の中で貢献もしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今の弥富市の税収がこれからも伸び続けるように私たちも期待をしていきたいし、市民の皆さんの御努力に対して感謝をするところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） それでは、もう少し立ち入って、本当に働く人たちというか、弥富の税収を支えてきた人たちの状況はどうなっておるかについてお尋ねし、そういう市の税収を支えてきた人たちの非常に最近急迫しておる状態も見ながら、きちんと今後のまちづくりを進めていただきたいということで、少し立ち入ってお尋ねいたします。

弥富市は、例えば所得ということでいいますと、税金がかかっている人、1人当たりの所得でいきますと、納税者個人所得ですが、18年度には328万3,000円で、尾張18市と先ほど言

いました高浜を含めた19市の中では15位でありました。それが、24年度には308万1,000円に低下をして、それでも19市中13位、だから全体に下がっておりますが、上がっております。平成24年度のこの地域でのトップは、長久手市の1人当たり401万8,000円ですから、弥富市に比べて100万近く1人当たりの納税者の個人所得が向こうが多いわけでありましたが、ここへ来て、弥富の個人市民税について少し申し上げますと、平成18年度には特別徴収の収納済額が現年度分で12億6,300万円、普通徴収の収納済額が6億6,400万円でありました。平成19年度に税源移譲が行われたことや増税が行われたことによりまして、収納済額、特別徴収では16億1,300万円、普通徴収では8億8,500万円でしたが、今度は平成25年度の課税調定額、現年度分かかった額ですが、16億4,700万円が特別徴収、26年度の既に基本的に出しておりますが、特別徴収の現年度課税分17億6,500万円、これは多分納税者がふえたことと、働き盛りの人が来たことだとか、年少扶養控除なんかの関係でふえている部分が多いと思いますが、普通徴収の方につきましては、さっき申し上げました平成19年度の収納済額現年分で8億8,500万円だったのが、25年度は調定額で6億7,400万円、26年度は5億400万円に激減しておるんです。

税務課長、これは間違いないですね、そういう調定額だということについては。細かいことは、おおよそそういう方向だということについてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） お答えいたします。

数字につきましては、まことに申しわけございません、ちょっとここで持ち合わせをしておりますけど、普通徴収につきましては、今回、26年度といたしまして特別徴収の事業所をふやした関係で、25年度と比較いたしますと、特別徴収については約1億ぐらいふえておると思います。普通徴収については、議員がおっしゃられるように、課税額といたしまして5億ちょっとという数字になると思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それで、今、固定資産税が弥富で大幅に伸びた背景というのは、一番その土台になったのは、昭和末期の都市計画税をどうするかということが全市的に、議会にも提案されて問題にもなったことがあります。そこで、当時、土地の税金が年に1割ほど上がっておりまして、建物の税金の割合は土地の税金の上がる割合より高いぐらいの状態が続いておって、そういう状態が続いたら、とても農業収入で払える税金ではないのと、それから相続税なんかの絡みもありまして、賃貸住宅だとか、そういうことによって対応することがずうっと、とりわけ弥富は、都市計画税を本当に住民の世論や運動、そして議会も圧倒的多数で否決をしてということもありまして、住民の皆さんは当分都市計画税がない状態が続くだろうという思いもありまして、この相続税対策や農地の課税対策を兼ねてそ



ういう賃貸の方向がずうっと進められてきたということが1つ背景にありますのと、もう1つは、平島の区画整理は、一番地価の高いときに計画されて、今は、この間、終わりましたね。

そして、場合によっては上がることも想定した事業計画だったんですが、実際に大幅に地価が下がったこともありまして、非常に皆さん心配されておりましたし、市も、ひので保育所の用地買収なんかもしながら支援もしてきたり、一定の従来の補助金も出してきておりましたが、あそこの区画整理の余剰地が本当に短期に完売した大きい理由は、平成18年12月議会に子供の医療費を中学校卒業まで、飛島村に続いて無料化をしたことによりまして、当時、18年12月に決定された後、約3年間、ほぼ毎週週末に中学校卒業まで医療無料のところという見出しが入って、そしてどこどこのということで、それぞれの不動産屋たちが、この海部だけじゃなくて周辺地域も含めてずうっとキャンペーンを張ってくれたんですよね。インターネットなんかで子育てに安心できるまちよということも、所得が下がっていく中で探していた時期であります、そういうことが相まって、本当に平島の町が変わるほどのああいう結果になってきたわけではありますが、結局、そのことはこの町で大東建託だとか、いろいろテレビに出ているような大手の建てて設計監理まで一括してやっているようなところが、非常にここはそういうことでそういう需要があるということで熱心に営業もされたこともありまして、人口がふえるよりもはるかに賃貸住宅なんかかふえて、空き家もかなり出てきております。

そうした中で、極端な例でいいますと、ある9階建ての駅に近いビルで、礼金、敷金はなし、しかも共益費も取らないと。それで1カ月、2DKで4万5,000円の家賃だとか、そのかわり修理は自分たちでやってくださいとかというような、ちょっと驚くようなことが行われたり、それから以前から賃貸に相当力を入れてきた人の話を聞きますと、今は古いところはなかなか入ってもらえないと。ただ、私たちの立場から言うと、ほかの人が困るようなことはできないから、今までの家賃を崩さずに入っていただこうと思うと、結局、転居するごとにフロアは全部張りかえる。それからトイレだとかバスだとかキッチンですね、全部入れかえる。エアコンまで入れかえるということをしなければ、私たちのようなアパートにはなかなか以前のような料金では入っていただけないと。1室改修するのに140万ほどかかる中で、最近は壊したものの処理もすごく高くなっておりますので、6万円台の家賃では本当に何をやっておるかわからんというか、空き家がふえたことや、そういうことで契約としては、30年一括借り上げという契約になっている。大きいところは自分でやっている人たちもありますが、委託してやっておる人たちの間では、2年ごとに更新になっておって経費がふえれば、その分もらうお金が減っていくという仕組みもありまして、とても固定資産税が払いづらい状況になってきている。収入が下がるけれども、そういう状況がずうっと広がって、町

を歩いていただきましても、かなり空き家が目立ってきていますよね。

こういう状況の中で、今まで弥富の税収を大きく支えてきた人たちの相当の部分が経営困難に追い込まれておって、銀行からは、早くどこか処分をして借金を減らさんとやっぴいんようになりますとか、UFJは、かなり前から弥富では過剰な状態になっておりますので、6階建て以上の賃貸住宅の融資の相談には乗りませんということを宣言されておったり、そういうことが起こっている中で、その周辺でまた市街化区域をふやして活性化を図っていくと。あるいは、皆さんに理解していただいて都市計画税をいただいて、この市街地の開発のために使っていくというようなことが現実の問題として、私たちがいろいろお話を聞いても、できるような状況でなくなっているどころか、この人たちが本当に次々と倒産をしていくようなことがあると、弥富のまちづくりの土台が壊れていくという心配を非常に懸念しなきゃならんような状況になっている。今のこの弥富の市街地を中心にした賃貸問題というのは、弥富の税収の増加や市政の発展のために大きく寄与してくれた土台のところが、存亡の危機に瀕しておるといような、私はそういう理解をしています。

市長は、もっと発展的な方向でお金も出していただいてやれば、もっと弥富のまちはよくなるんじゃないかということではいろんな御計画も立てておりますが、いずれにしても、子育て支援だとか、先ほどもちょっと私も申し上げましたし、市長も言っておりましたが、人に優しいまちということで、今後、介護保険だとか、いろんなことが深刻な事態になっていく中で、きちんと市民サービスを守り、安心して住めるまちにしていくということを今後のまちづくり計画のしっかりと土台に据えていただくことが、実は安心して住めるまちでなければ、とても人口がふえませんし、それから人口がふえなければ、今の賃貸の人たちが次々とバンザイしなきゃならんような状況になれば、私はこのまちづくりのいろんな計画が土台から崩れていくというふうな心配をしておりますので、ぜひそういう人たちにしっかりと行政としてできる、安心して住めるまちへの土台づくりを進めていただきたいと思います。その辺については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

基本的な考え方は、議員と共有するということも私も持ち合わせているつもりでございます。弥富市にお住まいの方、非常に高齢化という形の中で、65歳以上が1万人を超えるような状況になってまいりました。そうした形の中で、この比率がますます今後も高まっていくわけでございます。そういった中において、今までしっかりとそういう人たちがこの弥富市をつくってきていただいたということについては、私も、また多くの議員の皆様も賛同されることだろうというふうに思っております。

そういう方たちが高齢化になってくるわけでございますので、どうしても福祉であるとか、

あるいは介護であるとかということに対しては、しっかりとこれを準備していかなきゃならないし、具体的に施策として進めていかなきゃならないという形でございます。

そういった形の中において、今までこのまちを支えてきていただいた人に、我々行政がお返しをしていくというとなんですけれども、今後の生活の中で安心して暮らしていただけるように、我々としては努力していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、一方では、まだ市となりまして10年たっていないわけでございますので、第1次総合計画の前期計画、そして後期計画という中で市民の皆様にもお知らせをさせていただいているわけでございますけれども、やはり快適で住みやすいまちということについては、やっぱり一方では進めていかなきゃならないということでございます。それは公共事業の中では、都市基盤整備事業であったり、あるいは大変心配がされるさまざまな自然災害に対して湛水防除事業を初めとした農村農業整備事業、そしてまた学校教育に対しても、次の時代を担っていただくわけでございますので、そうした学校環境の整備というものも要るわけでございます。

そういう形の中で、その時代に合った社会保障という中で、医療、介護、福祉、そして子育て支援に対してバランスよく進めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 弥富は、これまで税の増収に恵まれていろんなことに手がつけられてきたと思うんですが、最初に申し上げましたように、全県的にも全国的にも、法人税なんかの減税や減収によりまして驚くようなことが起こっておりまして、ああいう財政力指数が1.6だとか1.8あったようなところ、あるいは今でも1.1を超えておるようなところでも、実際には24年度なり、その前の要するに建設当時、投資的経費を1桁台に落としているところが幾つも出てきていますね。だって、大きい力があるまちは、それなりの事業計画、財政計画をしてきておりますから、やっぱり今の状況に見合った事業計画をしっかりとお考えいただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、所得減少のもとで、国保税は資産割等によるものや、あるいは最近はどんどん、特に競争力の弱い企業がととも社会保険料は払えないということで、国民健康保険に切りかえていく事例がふえてきております。

そういう中で、弥富市の国民健康保険税の調定額は、平成22年度は1人平均9万390円だったものが、23年度の改正で23年度は9万9,866円となり、25年度は10万1,458円ということで、収入は減るけれども、いろんな条件があって全体としてはふえてきております。

もう一方で、平成22年の改正をするときに、非常に国の制度が大きく、弥富との関係でいうとゆがんだ形で出てきたこともありまして、年度途中で国保税の値上げを抑えるため、あ

るいはその収支をつけるために、3億円を超えるような法定外の繰入金をしなきゃいかんという予算を組んだのですが、結果的には2億3,000万で何とかぎりぎりでのいだ。そして、23年度につきましても2億3,000万をとということで補正予算を組んでおりましたが、2億円を繰り入れて、結果的には積立金も含む年度末収支残高は1億7,400万になり、24年度は2億円を繰り入れていただいたことから、さらに2億9,300万円になり、そして25年度につきましても1億7,000万円の予算ですが、実際の繰り入れは1億円というふうにしていただいて、なおかつ2億6,500万の繰越金と積立金残高があって、市長もかなり国保税等で賄った部分が多かったとって提案説明のときにも話をされておりましたが、もともと医療費が大幅に上がる、それから相当そういう悪い状態が続くということを想定して値上げがされて、結果的には、一時期ちょっと医療費がずうっと値上がりしておったのがストップをしたりしたこともありまして、今申し上げましたような形で、国保税の値上げを抑えるための負担と、それから年度末の歳計積立金や現金の残っておる状態が出ておりますが、その当時もその値上げをするために、市も頑張るけれども、もう値上げしていただかんだけだから、ここまでは認めてほしいということで認めた。当時の計算に比べても23年度の値上がり幅は非常に多かったこと、あるいは25年度の値上がり幅が多かったことを考えますと、やはり積立金も、ある程度は必要だと思えますが、どんどん残す必要もないわけでありまして、もう一方で、積立金をこれだけ削る余裕があるなら、もう少し本当に払いやすい仕組みに変えていただく。とりわけ、固定資産税なんかはふえたことで、そんなに収入がふえていない、あるいは減っている中でも大幅に負担がふえているという状況を打開するためにも、ここはひとつ、値上げをするときの議論も踏まえて、適切な一般会計から支援をしていただくことをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保税につきまして答弁させていただきます。

ことしの6月議会の中でも、三宮議員から御質問をいただいたわけでございますけれども、今、弥富市と他の自治体、あるいは県の平均というような状況で、1人当たりの調定額を見させていただきました。先ほど三宮議員がおっしゃるとおりでございますけれども、そういった数字に対しては県平均レベルというふうには理解をしておるところでございます。そういった形の中で、ある意味では適正な税負担をしていただいているというふうには思っているところがございます。今、税率をどうのこうのということは考えておりません。

また、一方では、一般会計からの法定外の繰り入れにつきましても、国保運営を健全化していくためには必要だろうというふうには思っております。しかし、平成24年度においては、これは医療費がうんと下がりました95.7%というような状況になりましたものですから、この繰越額が1億円で済んだというような状況でございます。

しかし、先ほども言いましたように、安定的に国保運営をしていくためには、やはり1億7,000万という一つの数字というのは常に考えておかなきゃいかんかなあというふうには思っておるところでございます。

そうした中でやっていきたいわけでございますけれども、基金のほうも、現在、国保運営に対しての基金は1億1,000万ほどになってまいりました。

御承知のように、国保というのは医療分、そして後期高齢者に対する支援金分、あるいは介護という形で分かれておるわけでございますけれども、医療分につきましては104%ぐらいの伸長率が毎年毎年あるものですから、基金としては、その総額の医療だけでは30億ぐらいの給付額になってくるわけですが、この5%ぐらいを一つの目安として基金を積み上げていきたいと、基金を積み上げるというか、基金を持ちたいというふうに思っております。そうすると1億5,000万という数字になるわけでございますけれども、今から比較しても、まだ3,000万、4,000万足りないわけでございます。こういうような状況の中において、安定的に今の国保運営を恒久的にやっていくと、今の国保税でお願いをしていくということが、まず先だろうというふうに思っております。

そうした状況になってから、市民の皆様においても健康に対する意識を大きく改善していただきたいと思っておりますし、あるいは特定健診であるとか、保健衛生指導というものについては積極的に受けていただいて、自分自身の健康管理ということもお願いをしていきたいというふうに思っております。生活習慣病等の問題において健康を十分に考えていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国保運営の安定化のためには法定外の繰り入れにつきましては、1億7,000万ほどを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 25年度は、前のお金が多かったからということで下げたということだそうですが、どんどん国保の中で74歳までの人の割合がふえていく時期ですよ。そういうこともあって、この値上げをするときに国でもふやすということでやってきたんですが、結果的には補正予算で組んだ額から大幅に少なく済んでおりますが、ただ、調定額でいうと今言った22年度の9万390円から25年度は10万1,450円ということですから、この上がり幅というのは相当ですね。以前は、全県平均に比べて弥富の国保税は割方安いほうだったんですが、今、市長がおっしゃられたように平均にまで来ていると。

それから積立金につきましては、弥富の場合は市になる以前、町時代に、予算を組むのは、流感がはやるとか、そういう時期に組む。そして全部独立した会計になっておりましたから、国の補助金なんかの関係で払えない時期も発生するからということで、少しでもたくさんお金を持ちたいということもありまして、そういう形でやっておって、どんどん値上げがされ

てきて、そんな不正常的な形はいかんと。市や町ができるだけ負担をしていたこともあるんですが、予算があれば払える仕組みというのは、きちんと足りん時期に対応すれば、そんなに無理に上げる必要も、たくさん基金を持つ必要もないということも議論をしまして、今の会計の仕組み、全部の会計を同一歩調にして、予算があれば取りかえて出していくという仕組みがつくられておりますので、一般的に国保が今市長が言われたように5%ということもありますが、そうしなくてもやっていける仕組みを弥富は採用しておりますし、県下の市は、かなり当時そういうことをやっていたんですね。そういう中でのことでございますので、やっぱり積み立てをするような余裕があれば少しでも、恒常的なものですから、積立金に全部盛り込めとか、そんなことを言うつもりはありませんが、やっぱり値下げ、これほど上がっていく今みたいな時期のことについては、十分検討していただきたいということをつけ加えまして、次の質問に移ります。

次は、集落排水と公共下水道の見直しの時期を迎えるので、しっかりこの時期に見直したいという御答弁もいただいておりますが、少しこの問題の深刻さについても整理をして申し上げたいと思います。

集落排水の7事業が、十四山が完成いたしましたので全部完成いたしました。総事業費は114億8,100万円余り、そのうち地方債が25億2,400万、計画人口は1万2,770人ではありますが、実際に十四山の現在の人口と旧弥富の3地域が供用開始したときの人口を合わせますと7,828人です。したがって、計画人口1人あたりは89万9,000円ということになりますが、実人口で事業費を割りますと146万7,000円、借入金については322万円です。

また、流域下水道につきましては、県が施工する流域下水道の予算が1,500億円、本管と処理場ですね。計画人口が31万8,830人で、1人あたりにしますと47万円余りです。しかし、実際には今言った集落排水だとか、コミュニティ・プラントだとか、この下水道から除外されます駒野だとかというところの人口を除外すると、実人口でいうと弥富は大体3万6,000人、外国人も含めてですね。したがって、この差を調整しますと、県が施行する部分の1人当たりの総費用は約52万円ほどになります。

加えて、弥富市が公共下水道事業として予算も立てておりますが、これを実人口で割ると71万8,000円近いものになりまして、1人あたり124万円近いこの事業費になりますが、弥富市が県の流域分に負担する借入金も合わせると、実人口の36万人で割りますと、164億6,900万円ですから45万7,000円ほどになります。これを海部南部水道の20年度末の現在持っております固定資産を取得した総額であらわしますと、今、給水人口8万8,167人なんですが、276億8,300万円、1人当たりで31万4,000円です。

また、この間、発行してきた起債は総額で783億700万円、1人当たりでは8万9,000円です。25年度末に残っているのは28億5,400万円で、32万4,000円でございます。これで

55円を超えるような減価償却費を負担して、今事業をやっておりますし、水道料金は下水道料金よりも高い仕組みになっておりますが、問題は、今私が申しあげましたような事業費を出しておれば、当然それに見合う負担が発生します。

だから、現在、集落排水で実際に1年間にかかっている費用は、維持管理費だけで6,460万円ほどですが、全部が完成して利用しても、今のペースでいきますと9,200万円ほどになります。これに対して、今までどおりの維持管理費としても9,600万円ですから、1億円を超えるわけでありましたが、これに支払利息だとか元金の返済額、それから仮に全施設、この集落排水は機械設備を持っていますから、40年平均で投資額を考えますと、年間4億2,000万円ほど計算上の経費が発生します。これに対して収入は、100%使っても9,200万円と。そうすると、毎年、事務費を除いて、なおかつ3億2,800万円、今すぐ金を出すかどうかは別にして、結果的には一般会計から支援しなければならないと。流域下水道も形は違いますが、ほぼそんな感じ。

しかも、この下水全体の費用は、市街化区域よりも調整区域のほうが、全体の費用の既に使った分とこれから公共で予定しているものを合わせますと、65%ほどが調整区域のために使われることとなります。都市整備の基本と言われますが、実際には市街化区域が35%ほどで調整区域が65%ほど、したがって、都市整備の都市計画税を市街化区域のために使うなんということは、とても弥富の場合、考えられる状態でありませぬので、ぜひこの際、もともと私たちはそれはとても無理だと言っておったやつが、県や国が応援してくれるから大丈夫だといって、どれだけの費用が発生するかということは一切明らかにしないまま事業着手がされて集落排水が終わっております。

したがって、この際、本当に現実にどれほどの将来負担があり、利用者の皆さんがどれほど負担できるのか、あるいは弥富市としては今後のこの事業計画そのものをどう考えていくかという根本のところ、ぜひしっかりと見直しをしていただきたいと思います。御見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高次郎） 服部市長。

○市長（服部彰文） 流域下水道事業につきまして御答弁申し上げます。

私どもは、海部4市2町でこの流域下水道を取りかかり、今現在、粛々と進めさせていただいているところでございます。現在の整備率は、海部全体で23%ぐらいになってきたかなあというふうに思っております。また、私ども弥富市単独といたしましても、たしか平成22年3月末から供用開始を始めまして、その整備率も供用開始区域には40%を超えてきたという状況でございます。これからも宅内配管の接続を強くお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

ことしになりまして、平成26年1月、国のほうから汚水処理構想策定マニュアルに基づい

て、いわゆる整備区域の見直しであるとか、今後、公共下水道事業に対して10年のサイクルでできないかというような、大変私たちとしてはショッキングな話も出てきておるわけでございます。私も、このことにつきましては機会あるごとに、まだ始まったばかりで10年でできるわけがないということで、声を大にして言っておるわけでございます。事業計画といたしましては、25年の事業のスケジュールと、それに対する投資は250億ぐらいという形で今進めさせていただいておるわけでございますが、とても10年ではできないということで、いろんなところで議論をさせていただいておるところでございます。

また、国のほうの補助率も50%というような状況の中で、年々そのスケジュールを組み、面整備の計画を組んでいるわけでございますけれども、この補助率も50%を低下してきているという形で、補助率に対しては90%、80%というような状況になってまいりました。一定の面積を面整備するためには私どもの当初予算を拡大していかなきゃならないというような状況になってきておるわけでございます。

そうした形の中で、いずれにしてもアクションプランをつくれということでございますので、それは構成している全ての自治体に対してアクションプランをつくれということになっておりますので、プランはプランとしてしっかりとつくらせていただきます。そして県との協議がその後にあるわけでございますけれども、そういうような状況のものがここ数年先には出てくるというような状況でございます。

しかしながら、次の時代の環境整備をしていくということにつきましては、大変重要な公共下水道事業は必要だろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、アクションプランをつくり、そして県との協議というような状況の中で、しっかりと方向性を決めていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、いろいろと検討する、あるいは研究することも出てくるかなあというふうに思っておりますけれども、今は確定的なことは申し上げることはできません。

いずれにしても、4市2町で一緒になってやってきている事業でございますので御理解もいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間もありませんので一言だけ申し上げます。

ずうっとこれは前市政時代からもそうでありますが、着手したのは前市政・町政だったわけです。私、服部市長になってからも、実際の将来負担の実像をはっきりさせていただきたいと。どれだけ本当に弥富市が、市民が負担できるものがどうかということが、今はこの集落排水もそうでございますが、そのことをはっきりさせないと、私は行政としての責任が果たせないのではないかとこのように言わざるを得ない。

きょうは時間がありませんから、決算委員会等もございまして、そこでもまた議論をさ



させていただきますが、ぜひそういう根本問題に立ち入ってプランをお決めいただきたい、あるいは立てていただきたいということを強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第20、議案第42号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変お疲れのところ申しわけございません。補正予算という形の中で議案を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましても、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億3,856万6,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、土木費におきまして愛知県が名古屋第三環状線整備を執行するにあわせて、市道錦通線の整備方針及び取りつけの市道計画策定のための測量設計委託料300万円であります。

これに対し、まず歳入といたしましては、財政調整基金繰入金300万円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） ただいま提案されました平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）、都市計画費300万円について質問をしたいと思います。

今回、9月議会の最初に補正されるのではなくて、継続審議の中でこういうように補正予算が出てきたわけではありますが、具体的なその内容について尋ねたいと思います。

この300万円の調査費ということで提案がありましたが、その中身はどういうような内容であるのか、この点について詳しくひとつ説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今回は測量設計委託業務ということで300万円を計上させていただいております。内容といたしましては、名古屋第三環状線の整備に伴います錦通線の整備及び取り付けの市道の計画の策定でございます。これにつきましては、平島地内と前ヶ須町地内の取り付け部分でございます。

愛知県のほうが9月の補正によりましてこの第三環状線につきまして委託業務を出されるということで、内容につきましては、道路の予備修正設計を行うということでございます。10年ほど前に予備設計が行われておりまして、それ以降、手つかずという状態でございますので、今回、予備設計の修正を行われるということでございます。

次に道路の概略設計ということで、この周辺におきます道路の整備方針についての計画がされております。これに伴いまして、弥富市も同じような計画で補正をお願いしたいということもございまして、弥富市もこの第三環状線にあわせて、先ほど言いました前ヶ須町地内、平島町地内の取り付け部分ということで、都市計画道路でございます錦通線の整備方針の策定を行わせていただきたいと思っております。この概略設計、県の業務におきまして交差点の計画策定に当たります、先ほど言いました錦通線全線の弥富市としての道路計画の策定、これは道路概略設計でございますが、それと筏川の東岸用水路の北側に現道2車線ございますが、これを生かした道路整備の計画、これは都市計画変更にもなるかと思っております、こういった方針の策定業務をお願いしたいと思っております。

それと現道でございますが、新政成弥富線の東西交通の処理計画の策定でございます。これにつきましては、現道の状況において計画を立てていきたいというふうに思っております。

次に、名古屋第三環状線の整備に伴います裏道というんですか、取り付け部分でございますが、これの対策などの関連業務ということで、東西の方向から地域分断に伴う裏道取り付けの対策といたしまして、具体的には整備箇所を選定と概略設計を委託するものでございます。

続きまして、都市計画マスタープランの一部見直しに向けた検討協議もしていきたいというふうに思っております。これは、日光大橋西線の名古屋第三環状線の西に当たりますが、都市計画道路の機能の見直しということで、幹線道路から主要な区画道路への変更をして見直しをしてはどうかということで愛知県から確認をとっておりますので、現在のパディーさんの前の道路でございますが、これの今の状況から見直しをさせていただきたいという業務が入っております。

それから、錦通線の一部線形という形で、先ほど言いましたパディーさんの前の幅員の線

形の見直しをしたいというふうに思っております。

以上が概略というか、今回の委託業務についての説明にかえさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 失礼けれども、新しい議員の皆さん方、今の説明では余り御理解がいただけんのではなかろうかなあと思えます。

そこで、調査をされる範囲、そして県との関連で、これは恐らく155号線ということになりますと、これは事業認可の問題もあります。そういうことから、どこからどこまでの範囲であるのか、そして事業認可はどのようになっていくのか、その点、わかっておる範囲の中でお聞かせをいただきたいと。

特に私が心配をするのは、地主の方々は、最近2名、3名という方が、都市計画決定されております道路敷の中に土地を持っておられる方、こういう方は他に売買することもできませんし、他に利用することもできませんので、買い上げを求めておられる人もあるようであります。そういうことから、北はどこから南はどこまで、そして大体幅はどれだけのところか、こういうところも詳しくひとつ説明をしていただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 業務の内容でございますけれども、前ヶ須工区という形で言わせていただきます。通称としては前ヶ須工区、正しくは富島津島線でございますけれども、長さは0.62キロメートルという形で、620メートルの区間の完成4車線、暫定2車線の2案について県のほうが資料を作成してまいります。そして、これにつきましては概算工事費を県のほうが策定していくということでございます。こういったことが、今年度、9月補正で県のほうは500万円の計上をしていただきまして業務内容を進めていくという形でございます。

また、それが先ほど言いました予備設計という修正設計になるわけでございますが、道路の概略設計につきましては、その中では、前ヶ須工区としては約440メートルという長さでございます。それにつきましては、区画につきましては先ほどのとおりでございます。

そういった形の中で概算の工事費を含めまして協議関係資料を作成していくという形でございますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 県が調査をされるということで、県の調査をされるのと弥富市が調査費として活用するのとどのような関連があるのか、その点について、できれば詳しく説明をしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 県によりますと、周辺道路の整備方針の検討という形で、富島津

島線の周辺の道路におけます課題に対して、路線箇所と整備方針の航測な地形図によります検討ということで、都市計画道路の錦通線、先ほども言いましたが、筏川東岸用水路上に計画するのか、それとも新たに現在ございます新政成弥富線を利用して行うのか、こういった計画の見直しをしていくということでございまして、現在、その見直しの最中ではございますが、現道をどのように活用するかということでございまして、例えば道路、この第三環状線の下をアンダーパスとするのか、そういった計画もございまして、今の東岸用水路のところにつきましても、これは計画路線を見直して現道のところに戻すのかという計画もございまして、そういったフォローの調査をさせていただくということで修正業務をされるということをお願いしております。

続きまして、富島津島線における安全・円滑な交通を確保するために裏道対策を検討するというございまして、日光大橋西線からどのようなルートを使ってその第三環状線に取りつけるかという道路計画の策定においても、今後検討させていただくということで、弥富市としても、どの路線を使って第三環状線に取り付けをするかということでの業務委託を出していただくことになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が申し上げたのは、要するに県も500万円という予算を組んで調査をすると、弥富市も300万円という調査費を組むということでありますので、例えば県はどのような調査をするのか、弥富市はどのような調査をするのか、そういう点がわかっておれば教えていただきたいと。特に筏川の右岸から北なのか。これは県のほうがどのような調査をされるのかはまだ聞いておりませんのでわかりませんが、弥富市としては、結局、私が感ずるのは、今の金魚市場のところのあの道路を中心としたものを一つには弥富は考えなきゃいかんだろうということ。それから、この路線の中で北のほうから順番に行くと、弥富の市道があるわけですね。その市道をどのように調査をするのか、そういう点が市のほうの調査内容ではなかろうかなあと。

そしてまた、この調査によって、一つには、これは弥富市としては都市計画道路決定をしておりますから、今の用地の例えば買収をどのようにしていくのか、面積等ですね。こういうのもきちっと明らかになっていくのかどうか。そういう点、地主さんは、恐らくこの調査によって一つの買収の内容がきちっと示されていくというように期待をされるんではないかと思いますが、そういう点について県と市との調査内容の整合性というのか、そういうようなところがわかっておれば教えていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは答弁させていただきます。

県のほうは、先ほど市長から答弁されたと思いますが、道路予備修正設計業務について行

われるということと、道路の概略設計を行われるということでございます。

その関連といたしまして、弥富市は、最初に私から答弁させていただいたと思っておりますが、錦通線の整備方針の策定ということで、これは都市計画変更も含めまして概略設計と、県の業務における交差点の計画の策定に当たりまして、錦通線全線の弥富市としての道路計画の策定、これは道路改良設計でございますが、これを行いたいということございまして、先ほどの話もありますが、筏川の東岸用水路の北側の現道の2車線を生かした道路整備計画の方針を策定したいというふうに思っております。

現道の新政成弥富線の東西の交通の処理計画策定ということでございまして、今の筏川の東岸と県道の新政成弥富線の合流地点、この合流地点をどこにするかということを検討する業務でございます。

次に名古屋第三環状線の整備に伴う、先ほど申し上げましたが、裏道対策などの関連業務といたしまして、東西方向に地域が分断に伴います、第三環状線ができますと東西に分断されるかと思っておりますので、それに対する裏道対策といたしまして、具体的には整備箇所を選定と概略設計を行っていききたいというふうに思っています。要するに、現状の道路で取りつけを行うのか、新たに道路整備を行って取りつけをするかという業務の策定を計画しております。

次に、都市計画マスタープランの一部見直しに向けた業務の検討をということでございまして、日光大橋西線の名古屋第三環状線に対する西のほうにつきまして、都市計画道路の機能の見直しをしたいということで、幹線道路から主要な区画道路への変更ということで、先ほども話をさせていただきましたが、幅員が16メートルの両歩道から約10メートルから11メートルの片歩道と、こういったことも含めましての業務策定をお願いしたいというふうに思っております。

変更する関係個所でございますが、将来の都市構造図と道路交通の方針図、地域別の構想、北部地区のまちづくりの方針図についての変更業務もあわせて行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） それじゃあ最後に確認だけとりたいと思います。

以前から、この道路についてはいろいろ議会としても、特に私も要望してきた者であります。市長の答弁は、事業認可がおりていないからできないということだったんですが、これがこの調査をされるというのは、事業認可がおりたというように解釈をしていいのかわか、これをまず1つ。

それから、地主等の土地の確認、例えばどれだけの土地が必要になるのかということの確認がこれでできたのかどうか、その点について最後にお尋ねをします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 最終的に事業認可ということにつきましては、私は海部建設の所長、山田さんに強く要望いたしました。事業認可がおりないとこの事業が前へ進まない。気持ちだけでは進まないものですから、そうした形の中で概算工事費、あるいは全体の協議資料を作成する上において、前提として事業認可をいただくということをお願いしていきたいというふうに思っております。

そして、土地の確認につきましては、当然概算工事費という形の中では出てくるわけでございますけれども、これにつきましては、現在、その道路幅につきまして先ほど開発部長が言いましたように、予備修正をかけていかないと、従来の形と変わってきているということがありますから、予備修正をしてどれくらいの面積が必要になってくるかということにつきましては、今度の委託業務の中で具体的にになってくるだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後と思っておったけれども、ちょっとまた変わってきたので申し上げたいと思いますが、事業認可はまだおりるかおりんかはわからないが、事業認可を前提としてやってもらいたいと、こういう理解でいいですね。

それから次に、私、嫌なことを言うようですけども、事業着手の見通しというのがどのように判断をしたらいいのか。ただ測量だけやって、これは測量は前に終わっておるんです、一遍。ずうっと測量は終わっております。終わっておるけれども、また変わってきたということですので、詳細についての今度は測量だろうというふうに思いますので、事業認可とあわせて、事業着手の見通しはどのように判断すべきかと、この点について尋ねたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは、できる限り早くという形の中でもお願いをしているわけでございますけれども、具体的にいつから着手ということについては、これからの協議になっていこうかなあというふうに思っております。

山田所長にも現場に入らせていただきまして、現在の平島のほうの名古屋十四山線、日光大橋西線というような状況の中での道路と前ヶ須工区の道路では少し格差があり過ぎるなあという形の中で考えていただいておりますので、できるだけ早く私どもも要望していきたいと思いますし、また議員各位にも、事業着手につきましてもいろいろと御支援いただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、そういうことでいいですが、ただ、選挙が近づいてきたので格好だけとるということにならんように、着手もきちっとしていくという確認を私たちとしてはとっておきたいと、このように思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 前ヶ須工区の155号線の南進につきましては、かねてからの本当に大きな課題ではありませんか。そういう状況の中で、私の選挙と絡めてだとか、そういう発言はいかがと思いますよ。そういう形の中では、私どももずうっとお願いをしてきたわけですが、県のほうから今度お話をいただいたわけでございますので、これはしっかりと皆さんとともに前へ進めていきたいということでございます。全く選挙とは関係ございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことで着手の見通しがきちっとすれば結構なことですけれども、ただ、調査をただけで、また先延ばしになるようなことのないように、十分我々も監視を続けていかないかんといいうふうに申し上げて終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊 藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

